

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月17日

【報告者の名称】 株式会社イデアインターナショナル

【報告者の所在地】 東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル3階

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル3階

【電話番号】 03-5446-9505

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営情報本部長 松原元成

【縦覧に供する場所】 株式会社イデアインターナショナル
(東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル3階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社イデアインターナショナルをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社アスティをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書中の日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社アスティ
所在地 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年2月14日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、公開買付者による当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象として実施する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関し、賛同の意見を表明すること、また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社の第三位株主であるエレコム株式会社(以下「エレコム」といいます。)が所有する当社株式(146,500株:所有割合〔本日現在の発行済株式総数である2,737,000株に対する割合をいいます。〕5.35%)を取得することを目的として、平成26年2月14日の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQグロース市場(以下「JASDAQ」といいます。)に上場している当社株式を、公開買付けにより取得することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいて公開買付者は、エレコムとの間で、その所有する当社株式の全て(以下「応募対象株式」といいます。)について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成26年2月14日付けで締結しているとのことです。

本公開買付けにおいては、エレコムが所有する応募対象株式(146,500株)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限(146,500株)に満たない場合は応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。

本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではありませんが、本書提出日現在、当社の親会社であり、かつ公開買付者の特別関係者である健康コーポレーション株式会社(以下「健康コーポレーション」といいます。)による当社株式に係る株券等所有割合は3分の2以上となっており、本公開買付け後の公開買付者及び健康コーポレーションを合わせた株券等所有割合もまた3分の2以上となるため、法第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するものであるとのことです。さらに、本公開買付けにおいては、法第27条の13第4項、令第14条の2の2に従い、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限(146,500株)以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本公開買付けの結果、万一、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、後記「(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由」に記載のとおり、当社は公開買付者及び健康コーポレーションとの間で、上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。なお、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)である1株当たり372円は、公開買付者とエレコムが協議・交渉を行い、当社株式の取引が一般的に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、株式市場における価格が当社株式の客観的な評価を表しており、少数株主にとって不利益なものではないとの結論で合意し、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日の当社株式のJASDAQの終値を本公開買付価格としているとのことです。

公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

健康コーポレーションは、平成15年4月に健康食品の通信販売を目的として設立され、平成18年5月に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場しているとのことです。

公開買付者を含む健康コーポレーショングループ(以下「公開買付者グループ」といいます。)は、健康コーポレーション及び当社を含む連結子会社14社より構成され、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を行っております。公開買付者グループは、「世界でいちばん、イキイキワクワクした「けんこう(KENKOU)」をつくり、「えがお(EGAO)」「かがやき(KAGAYAKI)」「ありがとう(ARIGATOU)」を世界中に広めます。」を経営理念とし、美容・健康関連商品をインターネット通信販売等を通じて皆様に提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してきたとのことです。健康コーポレーションは、平成18年5月には札幌証券取引所アンビシャス市場への株式上場を果たし、また近年においては、トータルボディメイクジム「RIZAP(ライザップ)」を全国的に出店し、同事業は積極的な事業展開により公開買付者グループ内でも重要な位置づけを占めるまでに成長しているとのことです。

また、公開買付者は、昭和60年に設立され、平成23年12月に公開買付者グループの連結子会社となったとのことです。公開買付者は公開買付者グループの美容・健康関連事業において、サプリメントやコスメティック商材の企画・卸売(OEM)事業を行っているとのことです。

なお、公開買付者グループを取り巻く事業環境として、美容・健康関連事業においては、化粧品・食品・製薬等からの派生商品が急増し、商品コンセプトによる差別化が困難になってきており、マーケティング手法も含めた工夫が必要とされています。また、近年は次世代の収益の柱となることを期待している食品・化粧品・薬品業界の大手企業の参入が著しく、競争環境は激化しています。かかる環境下で、公開買付者の中心事業である美容・健康関連事業を一層拡大、強化すべく、他社とのアライアンスを含めた事業展開の可能性を模索していたとのことです。

一方、当社は、平成7年11月に時計を中心とした商品の企画開発・販売を目的として設立され、平成20年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(現東京証券取引所JASDAQ(グロース))に上場しております。現在は、時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及びセレクトブランド商品の販売を主たる事業としており、平成20年9月よりオフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する「空間プロデュース事業」を開始しております。

オリジナルブランド商品につきましては社内外デザイナーと共同で商品を企画・開発しており、セレクトブランド商品につきましては国内外ブランドホルダーからの商品仕入を行っております。

販売チャネルは、主にインテリアショップ等の専門店に対する製造卸売、直営店及びEコマースによる小売、セールスプロモーションを行う法人等に対する販売があり、これらの販売チャネルを通じて一般消費者へ商品供給を行っております。

当社は、平成21年4月頃より取引関係のあったエレコムとの間で、平成22年9月に、資本業務提携に係る基本契約書を締結し、両者の経営リソースを互いに有効活用し、業績の拡大を図ることを目的として、当社が平成22年9月30日に発行した新株式(146,500株)及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「当社新株予約権付社債」といいます。)をエレコムが引き受け、エレコムは当社の関係会社となっております。しかしながら、その後エレコムとの間で当初想定されていた互いの事業分野における販売機会の増大などの資本業務提携によるシナジーを見出すことができなかつたため、新たな資本業務提携先として、健康コーポレーションと平成25年4月初旬頃から協議を進め、当社が平成25年8月23日に公表した「健康コーポレーション株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還、エレコム株式会社との資本業務提携の解消、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動のお知らせ」のとおり、当社は平成25年8月23日付けで健康コーポレーションとの間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結するとともに、健康コーポレーションが当社株式1,457,000株(発行価額:1株につき417円、払込期日:平成25年9月25日、払込期日現在の所有割合:64.81%)を所有し、当社は健康コーポレーションの連結子会社となっております。また、当社は平成25年9月26日付けで健康コーポレーションとの提携を円滑に開始するためには、エレコムが所有する当社新株予約権付社債を償還することで、エレコムとの資本業務提携関係を早期に解消することが望ましいと判断し、エレコムが所有する当社新株予約権付社債を繰上償還するとともにエレコムとの資本業務提携を解消しております。その後、健康コーポレーションは、当社が平成25年11月14日に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、その完全子会社である日本リレント化粧品株式会社の当社による吸収合併により、その効力発生日である平成26年2月1日付けで、合併による割当により当社が新たに発行する当社株式489,000株を取得し、合計で当社株式1,946,000株(所有割合:71.10%)を所有することとなり、現在に至っております。

しかしながら、エレコムとの資本業務提携は解消したものの、エレコムは当社の第三位株主として当社株式146,500株を所有したままとなっております。この様な状況の中、エレコムからの働きかけをきっかけとして健康コーポレーションとエレコムはエレコムが所有する当社株式146,500株の所有方針について協議してきたとのことです。その結果、公開買付者グループが応募対象株式を取得することが公開買付者グループ間取引の親和性向上、関係性向上に資するものであり、かつエレコムが当社株式を市場で売却することで当社株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができることから、本公開買付けは当社の企業価値の維持向上に資すると判断したとのことです。また、公開買付者グループにおいても、健康コーポレーションと当社との資本提携に加え、当社と同じく化粧品事業等を営む公開買付者が本公開買付けを実施し資本提携を進めることが、今後の公開買付者グループ戦略において最善であり、かつ当社株式の上場の維持に資するものであると判断し、公開買付者が本公開買付けを実施するに至ったとのことです。

本公開買付けの目的はエレコム所有株式を取得することであるとのことです。また、本公開買付けは、公開買付者グループによる当社株式に係る株券等所有割合が3分の2以上となっており、本公開買付け後の株券等所有割合もまた3分の2以上となることから、法第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するものであるとのことです。本公開買付価格については、公開買付者とエレコムが協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とすることとしたとのことです。公開買付者とエレコムは、当社株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、当社株式の市場価格を本公開買付価格とすることで合意し、最終的に平成26年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日の当社株式のJASDAQの終値を本公開買付価格としたとのことです。

なお、本公開買付価格372円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日のJASDAQにおける当社株式の終値372円に対して同じ値段、平成26年2月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社株式の終値の単純平均値401円に対して7.23%(小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。)のディスカウント、平成26年2月13日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社株式の終値の単純平均値425円に対して12.47%のディスカウント、平成26年2月13日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける当社株式の終値の単純平均値454円に対して18.06%のディスカウントを行った価格とのことです。また、本公開買付価格372円は、本書提出日の前営業日である平成26年2月14日のJASDAQにおける当社株式の終値418円に対して11.00%のディスカウントを行った価格であるとのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、デザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナルの企画・開発に強みを有しており、当社の有する商品の企画・開発ノウハウと健康コーポレーションの有するインターネット等を中心とする販売ノウハウの融合を図り、両社の事業戦略の一体性を高め、事業上のシナジーを早期かつ持続的に実現するためには、健康コーポレーションが当社を連結子会社化し、当社経営に対するコミットメントをより高めることで、両社事業の人材やインフラ等のリソースの連携をより強固に図ることが必要であるとの判断に至り、本資本業務提携契約を締結し、当社が平成25年9月25日付けで健康コーポレーションを割当先とする第三者割当増資を実施したことにより、当社は同日付けで健康コーポレーションの連結子会社となっております。

この点、当社は、本取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、当社、健康コーポレーション及び公開買付者は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、当社は平成26年2月1日に日本リレント化粧品株式会社との合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、公開買付者は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、当社、健康コーポレーション及び公開買付者は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しています。そのため、当社と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、当社の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、当社と同じく化粧品事業を営む公開買付者との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、そのように当社化粧品事業の成長を図ることは将来的に当社の企業価値を向上させることとなり、当社株式の株式市場における魅力を高めることは、当社の株価上昇や株主数増加につながり、後記「(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由」記載の()株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、()流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数及び自己株式数等を控除した株式数。以下同じ。)が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、()流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額。以下同じ。)が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、当社の上場維持のために有効であると考えられること、また、公開買付者がエレコム所有の当社株式(146,500株)を取得することにより、エレコムが当社株式を市場で売却することで当社株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、そのように株価下落を防止することで、上記()流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、という上場廃止基準に当社が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは当社の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しました。なお、当社は、現時点においては、公開買付者との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、公開買付者との業務提携についても具体的に検討していく予定です。

一方、本公開買付価格については、公開買付者とエレコムが協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、当社は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に検証を行っていないこと、また、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する当社株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も当社株式の上場は維持される方針であり、当社の株主として本公開買付け後も当社株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することも併せて決議しております。

なお、本取締役会では、当社のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至っています。また、本取締役会においては、決議に参加した取締役(取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏及び加藤健生氏を除く4名)の全員一致で決議しました。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため本取締役会を欠席しており、本取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ当社取締役間における本公開買付けの賛否についての協議において、上記「ないし」のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しております。また、当社の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏及び加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反するおそれがあることから同様に本取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

また、当社の本取締役会には、当社の監査役3名全員(3名全員が社外監査役)が出席し、全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて当社の株主の皆様への判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べております。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに当たり、第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」のとおり、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではありませんが、取得後の株券等所有割合が3分の2以上となることから、法令の規定(法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、エレコムが所有する当社株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があるとのことです。このため、本公開買付けにおける結果次第では、当社株式は東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)のうち、()株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、()流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、()流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。当社株式が上場廃止となった場合には、当社株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。

当社は、現時点における株主数、流通株式数及び流通株式時価総額の水準に基づくと事業年度末である平成26年6月末日を基準日として、上記()の上場廃止基準に該当する可能性があります。ただし、本公開買付けにおいて、エレコム以外の株主の皆様からの応募がない場合、エレコムから公開買付者への当社株式の譲渡のみによっては流通株式数に変化はないため、当社株式が上記()及び()の上場廃止基準に抵触するリスクにも変化はございません。他方で、本公開買付けに対して多数の株主の皆様から応募があった場合には、株主数が減少し、さらに公開買付者が当社の上場株式数の10%以上を所有するに至った場合には、その所有する株式数が流通株式に該当しなくなることで、流通株式数も減少する可能性があり、これらの結果、平成26年6月末日を基準日として上記()ないし()の上場廃止基準に該当することとなった場合には、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

本公開買付けの結果、万一、当社株式について上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は健康コーポレーション及び公開買付者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、健康コーポレーションの連結子会社であること、また、当社の取締役のうち3名が健康コーポレーションの取締役を兼務していることを勘案し、当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

本取締役会及び監査役全員の承認

当社は、本取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、当社、健康コーポレーション及び公開買付者は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、当社は平成26年2月1日に日本リント化粧品株式会社との合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、公開買付者は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、当社、健康コーポレーション及び公開買付者は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しています。そのため、当社と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、当社の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、当社と同じく化粧品事業を営む公開買付者との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、そのように当社化粧品事業の成長を図ることは将来的に当社の企業価値を向上させることとなり、当社株式の株式市場における魅力を高めることは、当社の株価上昇や株主数増加につながり、上記「(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由」記載の()株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、()流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、()流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、当社の上場維持のために有効であると考えられること、また、公開買付者がエレコム所有の当社株式(146,500株)を取得することにより、エレコムが当社株式を市場で売却することで当社株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、そのように株価下落を防止することで、上記()流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、という上場廃止基準に当社が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは当社の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しました。なお、当社は、現時点においては、公開買付者との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、公開買付者との業務提携についても具体的に検討していく予定です。

一方、本公開買付価格については、公開買付者とエレコムが協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、当社は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に検証を行っていないこと、また、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する当社株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も当社株式の上場は維持される方針であり、当社の株主として本公開買付け後も当社株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することも併せて決議いたしました。

なお、本取締役会では、当社のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至りました。また、本取締役会においては、決議に参加した取締役(取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏及び加藤健生氏を除く4名)の全員一致で決議しております。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため本取締役会を欠席しており、本取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ当社取締役間における本公開買付けの賛否についての協議において、上記「ないし」のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しております。また、当社の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏及び加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反するおそれがあることから同様に本取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

また、本取締役会には、当社の監査役3名全員(3名全員が社外監査役)が出席し、全ての監査役が、本取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて当社の株主の皆様判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べております。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本公開買付けと利害関係を有しない当社の社外監査役3名(進藤浩氏、丸山定雄氏及び岩城健氏)に対し、(a)本公開買付けが当社の企業価値向上に資するか、(b)本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び(c)その他本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、これらの点についての意見書を当社に提出することを委嘱いたしました。

当社の社外監査役3名は、上記諮問事項について当社から公開買付者の提案内容について説明を受け、検討いたしました。同社外監査役3名は、(A)本公開買付けは公開買付者がエレコムが所有する当社株式を取得することを目的とし法第27条の2以下の規定に従った法令上の要求として実施されるものであり、公開買付者がエレコムが所有する当社株式を本公開買付けにより取得しない場合、当社株式の株式市場における需給の悪化が懸念され当社株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があることに加え、当社、健康コーポレーション及び公開買付者は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指している中、本公開買付けにより公開買付者グループによる当社株式所有割合を高め、公開買付者とも資本関係に基づくより深い関係を構築することで、当社化粧品事業の成長を図ることは、当社の将来的な更なる企業価値向上に資するものと考えられること、(B)公開買付者の説明によれば、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件については、当社株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、当社株式の市場価格を最優先した上で合意に至ったとのことであり、その過程において、公開買付者から当社に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められないこと、また、平成26年2月14日開催の本公開買付けに対する意見表明に係る当社の取締役会の審議及び決議については、当社のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの法的助言を得た上で、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある公開買付者の特別関係者である健康コーポレーションの取締役を兼務している当社の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏及び加藤健生氏を除いてなされる予定であることから、公開買付者から当社に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められず、本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること、(C)上記(A)、(B)に加えて、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されていないことから、結果次第では上場廃止基準に該当する可能性があるものの、公開買付者は当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けにより当社の企業価値が向上することで、株式市場における当社株式の魅力も向上し、株価上昇及び株主数増加につながれば、むしろ上場維持にとって有効であること、万一、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者、健康コーポレーション及び当社は、当社の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であり、本公開買付け後も当社株式の上場が維持された場合、当社株式の株主が本公開買付けに応募せずに当社株式を引き続き保有しても証券取引所における売却機会が奪われるものとはいえないことから、本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を平成26年2月14日に当社に提出しております。

なお、同社外監査役3名は、上記意見書において、公開買付者によれば、本公開買付価格は、公開買付者とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、当社は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社は独自に検証を行っていないことから、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては断定的に判断することができず、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが相当である旨併せて意見を述べております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職	所有株式数(株)	議決権の数(個)
橋本 雅治	代表取締役社長	315,200	3,152
松原 元成	常務取締役経営情報本部長	22,000	220
穴倉 剛直	取締役マーチャンダイジング本部副部長兼商品開発部長	800	8
小曽根 憲	取締役マーケティング&セールス本部長		
古田 利雄	取締役		
瀬戸 健	取締役		
森 正人	取締役		
加藤 健生	取締役		
進藤 浩	常勤監査役		
丸山 定雄	監査役		
岩城 健	監査役		
計		338,000	3,380

(注1) 役職、所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 取締役古田利雄氏、瀬戸健氏、森正人氏及び加藤健生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注3) 監査役進藤浩氏、丸山定雄氏及び岩城健氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。